

自動けいぞく（累積）投資約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さまと株式会社山形銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、投資信託の累積投資取引に関する取り決めです。

当行はこの約款に従って、累積投資取引の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

（申込方法）

第2条 電子的手段でお客さまが累積投資型の投資信託の購入を申込みの場合は、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとし、当該投資信託の自動けいぞく（累積）投資口座が開設されます。

2．口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付いたします。

（金銭の払込み）

第3条 お客さまは、自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）を当該口座に払込むことができます。

ただし、払込金は、これを契約の申込日の15時30分、土日祝日は翌営業日の15時30分、ファンド申込不可日の場合は、可能になった日の15時30分にあらかじめご指定いただいた預金口座から、自動引き落としにより払込むものとします。

（買付時期・価格）

第4条 当行はお客さまから指定投資信託の買付の申込があった場合には、当該投資信託の目論見書に記載するところ（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付を行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、買付のお申込ができません。また、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、買付のお申込みの受付が中止され、すでに行われた買付のお申込が取り消されることがあります。

2．前項の買付を行う場合の価額は、当該目論見書記載の価額となります。なお、当行が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、併せて申し受けます。

3．買付けられた投資信託の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、投資信託受益権振替決済口座に記載または記録された日からお客さまに帰属するものとします。

(管理)

第5条 この契約により取得された投資信託の受益権は、お客さまが権利を有するものに限られ、「振替決済口座」に記載または記録することにより管理いたします。

2. 前項により管理する当該受益権については、次の事項についてご同意いただいたものとして取扱います。

寄託された当該投資信託受益権につき、寄託の額に応じて共有権を取得すること。

当該投資信託受益権の新たな寄託または返還については、他の申込者と協議を要しないこと。

3. 当行は、この契約によって管理している本ファンドの管理料をいただくことがあります。

(果実の再投資)

第6条 前条の管理にかかる指定投資信託の収益分配金は、お客さまに代わって当該お客さまの口座に繰入れ、その全額をもって当該投資信託の目論見書に記載するところに従い、遅滞なく指定投資信託を買付けます。この場合、買付の手数料は無料といたします。

(返還)

第7条 当行は、この契約に基づいて取得された投資信託の受益権または金銭について、お客さまからその返還を請求されたときには、当該投資信託の目論見書の記載するところに従って換金のうえ、その代金を返還いたします。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。また、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、返還の請求の受付は中止され、すでに行われた返還の請求の受付が取り消されることがあります。

2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

(解約)

第8条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

申込者から解約の申し出があったとき

当行が、当該投資信託の累積投資業務を営むことができなくなったとき

当該投資信託が償還されたとき

やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中の当該投資信託の受益権を前記

第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

(申込事項等の変更)

第9条 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出ていただきます。

2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(その他)

第10条 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

届出印の押印された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく当該投資信託返還代金の金銭を返還した場合

印影が届出印と相違する等により、この契約にもとづく当該投資信託の返還代金の金銭を返還しなかった場合

申込者があらかじめ指定された預金口座が解約され、または、預金通帳等の喪失届が提出されていた等により、当該投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合

天災地変その他不可抗力により、この契約にもとづく当該投資信託の取得もしくは当該投資信託の返還代金の金銭の返還が遅延した場合

3. この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改訂されることがあります。

4. この約款に定めのない事項については、「投資信託振替決済口座管理規定」、当該投資信託の「目論見書」、および同約款の定めに従うものとします。

以 上

平成 20 年 12 月 1 日制定